

# 序章 方針の策定にあたって

## 1. 目的と位置付け

### 1-1. 方針策定の目的・必要性

#### 社会情勢変化への対応

- 人口減少・超高齢社会<sup>※2</sup>の進展に伴う新たな課題への対応
- 既存スポーツ施設の老朽化、一斉に更新時期を迎えることへの対応

#### スポーツ活動の推進

- 市民の心身の健康増進、生きがいに満ちた生き方の実現
- 社会課題の解決、まちの活性化
- 札幌の都市ブランド向上、魅力発信

### 中長期的な展望の下、持続可能なスポーツ施設の配置活用を進めていくことが必要

スポーツは、「する」ことによる楽しさ、喜びだけではなく、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、健康寿命<sup>※1</sup>の延伸など様々な効果があると言われています。

また、「する」だけではなく、「みる」ことや「ささえる」ことでも、スポーツの価値を享受することができ、スポーツに関わる市民の誰もが、スポーツの力によって、人生を楽しく元気に、健康で生き生きとしたものにすることができます。

札幌市では、こうしたスポーツが持つ力によって、札幌の未来を創る「スポーツ元気都市さっぽろ」の実現を目指し、様々な施策を展開しています。

一方、今後は、人口減少社会の到来や超高齢社会<sup>※2</sup>の進展、また、人口増加・都市化が急速に進んだ1970年頃から1980年代までに一斉に整備されたインフラ<sup>※3</sup>施設の老朽化などにより、かつて経験したことのない社会情勢の変化が予測されています。

こうした状況の中、将来にわたって市民の誰もがスポーツに参画することができる、安全で多様なスポーツ環境を確保していくためには、持続可能な施設環境のあり方を中長期的に展望した方針に基づき、施設の配置活用を進めていく必要があります。

札幌市スポーツ施設配置活用実施方針（以下「本方針」という。）は、札幌市におけるスポーツ施設について、今後、直面する課題等を踏まえ、「施設維持から機能重視へ」という考えのもと、必要な取組を明らかにするため策定するものです。

※1【健康寿命】…健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。平均寿命との差が短いほど、個人の生活の質が高く保たれているとされている。

※2【超高齢社会】…総人口に占める65歳以上の人口割合が21%を超える社会のこと。なお、7%以上14%未満を「高齢化社会」14%以上21%未満を「高齢社会」と呼ぶ。

※3【インフラ】…鉄道、道路、上下水道、公園、学校や区役所等の建築物など、都市を構成する基盤となる構造物。

## 1-2. 策定の背景

### (1) 人口減少、超高齢化

増え続けてきた我が国の人口は、平成20年度（2008年度）の1億2808万人をピークに減少に転じ、札幌市においても、令和元年（2019年）の197万人から、2060年には155万人にまで減少することが予測されています。

人口構造も変化し、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合が減少する一方、老年人口（65歳以上）の割合は増加しており、今後、本格的な超高齢社会<sup>※2</sup>を迎えることが予測されています。

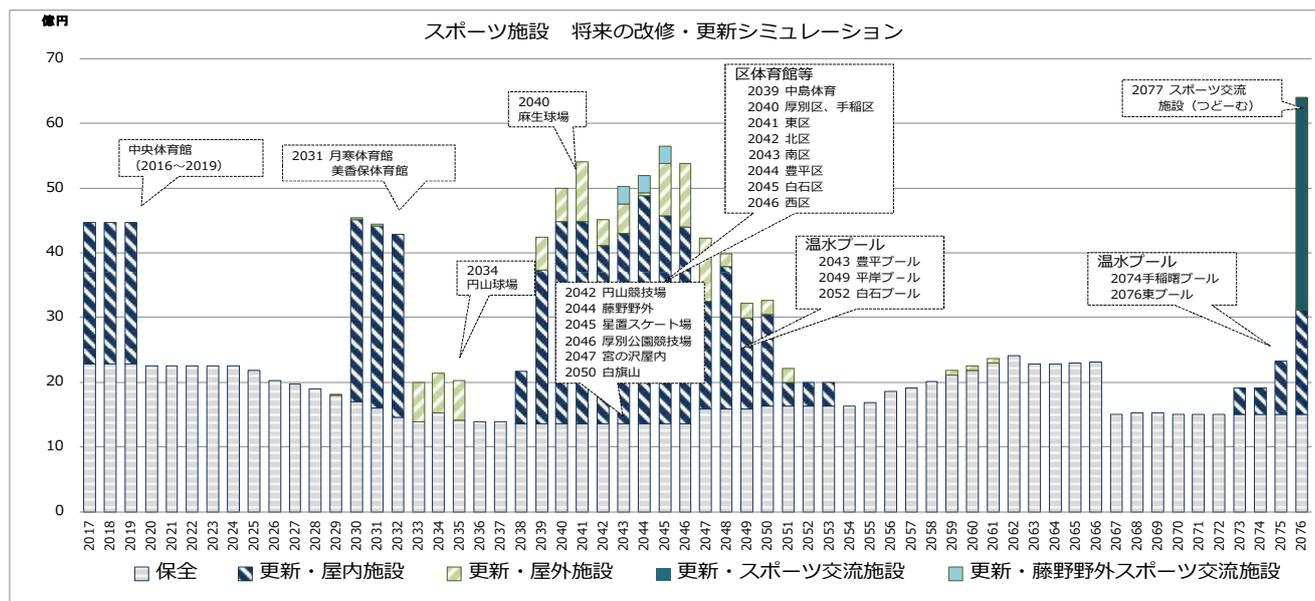
札幌市の財政面では、生産年齢人口の減少などの影響により、市税収入等の伸びが期待できない一方、高齢者の増加により社会保障費が増加していくことが見込まれており、これらのことから、限られた経営資源の中にあっても持続可能な施設環境を整えていく必要があります。



### (2) スポーツ施設の更新時期が一斉に到来

1970年頃から1980年代までの人口増加・都市化が急速に進行した時代に、集中的に整備した公共施設は、建設から40年以上が経過し、今後、更新時期が一斉に到来するなど、財政運営に大きな影響を及ぼすことが見込まれています。

こうしたことから、今後も必要な施設環境を維持していくにあたっては、中長期的な視点をもって、計画的に施設の維持修繕や長寿命化等を進めることにより、更新時期の分散化、財政支出の平準化などを図っていく必要があります。



※札幌市スポーツ局所管のスポーツ施設を対象に試算

※耐用年数を木造は45年、鉄筋コンクリート造等は60年（安全確保ができる可能性のある施設は80年）として試算

※2【超高齢社会】…総人口に占める65歳以上の人口割合が21%を超える社会のこと。なお、7%以上14%未満を「高齢化社会」14%以上21%未満を「高齢社会」と呼ぶ。

### (3) スポーツをする人の増加

スポーツ施設の利用者数は、長期的に見て増加傾向にあります。

また、スポーツは、疾患を予防し、メンタルヘルス<sup>※4</sup>や生活の質の改善効果が認められるなど、生涯にわたって心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠であることから、高齢化が進む社会において、スポーツをする機会の確保は益々重要性を増しています。

札幌市では、市民のスポーツ実施率向上を目標に、ライフステージ<sup>※5</sup>や体力に応じたスポーツ活動を推進することとしています。

これらのことから、今後、人口が減少する中であっても、スポーツ施設の需要は減らない可能性もあります。



※札幌市スポーツ局が所管するスポーツ施設の利用実績を集計

### (4) 共生社会<sup>※6</sup>への機運の高まり

国が策定した「第2期スポーツ基本計画：平成29年（2017年）3月」では、社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であるとして、スポーツを通じた共生社会等の実現に取り組むことを政策目標として掲げています。

札幌市においては、スポーツがもたらす様々な効果に着目し、障がいの有無や年齢、国籍等を問わず、相互に人格と個性を尊重し支えあい、人々の多様なあり方を認め合う精神を育むことで、共生社会の実現を目指すこととしています。

また、札幌市が招致を目指している冬季パラリンピックの開催により、障がい者スポーツへの注目を集め、市民の理解が深まることが期待され、こうした観点からも、誰もが利用しやすいスポーツ施設の将来像を考えていくことが必要です。

### (5) 持続可能な開発目標 (SDGs) の採択

「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、「国連持続可能な開発サミット：平成27年（2015年）9月開催」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処しながら、誰一人取り残されないようにするための、2030年に向けた国際目標として定められました。この開発目標は、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）から構成されています。

スポーツが社会の進歩に果たす役割は、アジェンダ宣言において、次のように認識されています。

“スポーツもまた、持続可能な開発における重要な鍵となるものである。我々は、スポーツが寛容性と尊厳を促進することによる、開発および平和への寄与、また、健康、教育、社会包摂的目標への貢献と同様、女性や若者、個人やコミュニティの能力強化に寄与することを認識する。”

※4 【メンタルヘルス】…精神面における健康。

※5 【ライフステージ】…人の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職など）によって区分される生活環境の段階。

※6 【共生社会】…誰もが相互に人格と個性を尊重して支えあい、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。

こうした認識のもと、スポーツは、スポーツが持つ、幸せや、経済への参加、精神的な安寧、職場や社会生活でも応用できるスキルの取得等の様々な効果により、SDGsの17項目それぞれの達成に向けた課題に取り組む潜在的な能力を備えた重要かつ強力なツールとして、その役割を果たすことが期待されています。



## (6) 冬季オリンピック・パラリンピックの招致

積雪寒冷地である札幌市にとって、厳しい冬の季節を楽しむウインタースポーツは、まちににぎわいを与える大切な文化のひとつであることから、ウインタースポーツの振興を重点的な施策に位置付け、今後も必要な取組を進めていくこととしています。

さらに札幌市では、平成26年(2014年)11月に、昭和47年(1972年)以来の2度目の冬季オリンピック、そして初のパラリンピックの開催に向けた大会招致を表明し、2030年の大会開催を見据え様々な取組を進めているとともに、この大会招致を通じて、ウインタースポーツ都市<sup>※7</sup>としての存在感を高め、アジア、そして世界に誇るウインタースポーツの拠点都市へと発展していくことを目指しています。

こうした、オリンピック・パラリンピック等の国際大会開催などは、成熟した都市としてのブランドとシビックプライド<sup>※8</sup>の醸成にもつながり、都市の魅力を創造し、世界に発信する力となることが期待されます。

## (7) スノーリゾートシティ SAPPORO 推進戦略

札幌市では、市内のスキー場を中心に、インバウンド<sup>※9</sup>を始めとした観光客の増加や滞在日数の延長などにより、冬季における観光消費拡大を図るため、スノーリゾートとしての世界的ブランド確立を目指した取組を進めることとしており、現在、「スノーリゾートシティ SAPPORO 推進戦略」の策定を進めています。

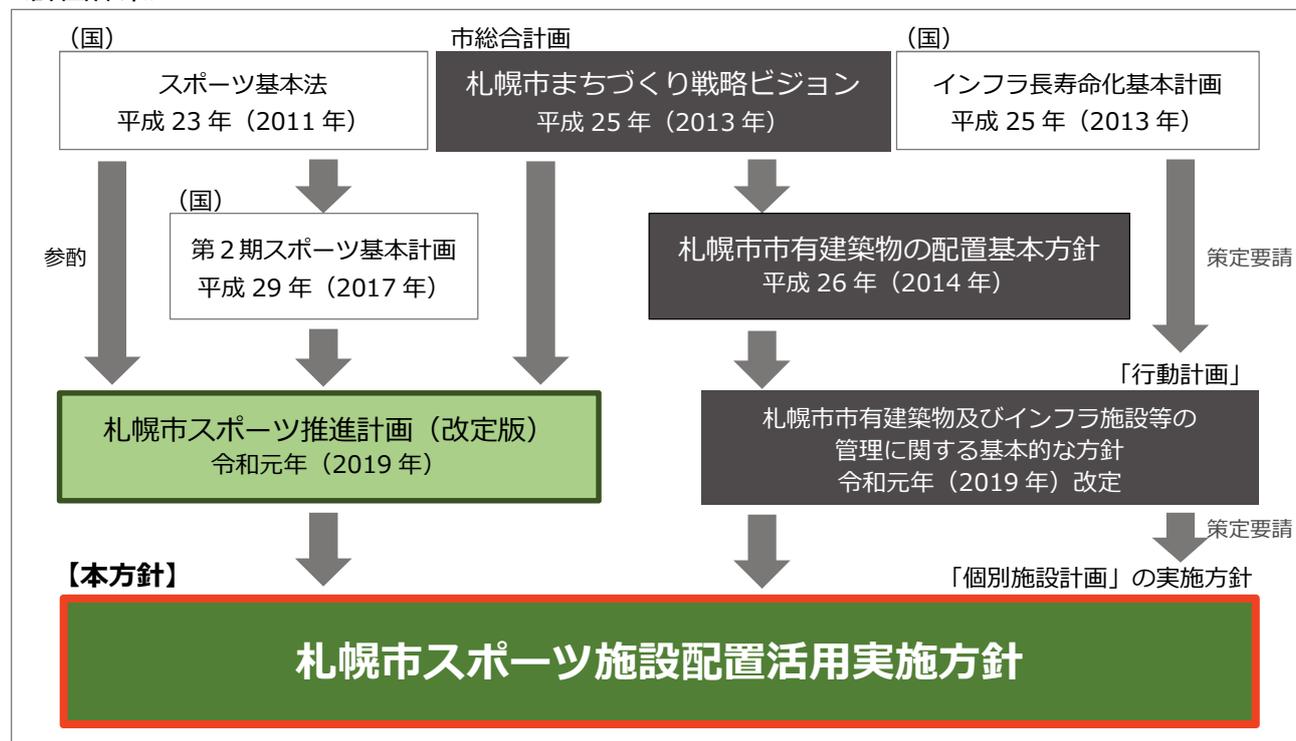
※7 【ウインタースポーツ都市】…ウインタースポーツの拠点としての環境・ライフスタイルが充実した都市。

※8 【シビックプライド】…市民が、都市を構成する一員であることを自覚し、誇りや愛着をもって都市をより良くしようとする当事者意識。

※9 【インバウンド】…外国人旅行者を本国へ誘致することの意。

## 1-3. 本方針の位置付け

### <計画体系>



### (1) 札幌市の行政計画としての位置付け

- 札幌市における、まちづくりの最上位計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン（ビジョン編・戦略編）：平成25年（2013年）策定」（以下、「戦略ビジョン」という。）では、「スポーツの魅力によるにぎわいが生まれるまち”にしていくことや、“市有建築物の集約化・複合化、民間施設との連携などによる効果的かつ効率的な配置の推進”などを掲げています。

この戦略ビジョンやスポーツ基本法などを踏まえ策定した「札幌市スポーツ推進計画：令和元年（2019年）改定」（以下、「スポーツ推進計画」という。）では、“今後の人口減少や超高齢社会への移行と、多様化するニーズに対応しながら、将来にわたって市民がスポーツに親しめる環境を維持していくため、スポーツ施設の在り方や配置、資産の有効活用について、『配置活用計画』を定める”こととしています。

本方針は、このスポーツ推進計画に基づく『配置活用計画』として策定します。

### (2) 国の計画との関係

- 国は「インフラ<sup>※3</sup>長寿命化計画：平成25年（2013年）策定」において、各地方公共団体が策定する行動計画（「札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針」がこれに該当）を踏まえ、適切な施設区分ごとに、具体の対応方針を定める『個別施設計画』の策定を求めています。

本方針は、札幌市スポーツ局が所管するスポーツ施設に係る『個別施設計画』の実施方針として策定します。

※3 【インフラ】…鉄道、道路、上下水道、公園、学校や区役所等の建築物など、都市を構成する基盤となる構造物。

## 1-4. 関連計画等

### (1) スポーツ振興・環境確保の必要性

#### ①【国】スポーツ基本法：平成23年（2011年）6月 スポーツ振興法全部改正

スポーツに関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることを目的に、「スポーツ振興法：昭和36年（1961年）」を50年ぶりに全部改正し制定されました。

“スポーツは世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利”であることを示すとともに、“スポーツを享受することの権利”、“地域のスポーツの場と交流の推進”、“障がい者スポーツの推進”など、8つの基本理念を定めています。

#### ②【国】第2期スポーツ基本計画：平成29年（2017年）3月策定

スポーツ基本法に基づき、平成29～33年度（2017～2021年度）の5年間における、スポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針として策定されました。

「スポーツが変える。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life」をスポーツ政策における中長期的な基本方針とするとともに、4つの政策目標と、20の数値目標が定められ、また、具体的な取組として、今後予測される人口減少、財政難等の課題を踏まえ、既存施設やスポーツ施設以外のオープンスペース<sup>※10</sup>等の有効活用促進などにより、ストック<sup>※11</sup>の適正化と安全で多様なスポーツ環境の持続的な確保を目指すこととしています。

#### ③札幌市スポーツ推進計画：令和元年（2019年）7月改定

スポーツ基本法に基づき、市民が年齢や性別、障がいの有無等を問わず、それぞれの関心に応じてスポーツに参画する環境を整備し、スポーツの力をもって青少年の健全育成、生涯を通じた健康の維持、地域コミュニティの再生、そして札幌市の活力の創造に寄与することを目的として策定しました。

令和元年には、スポーツを取り巻く環境変化や、国の第2期スポーツ基本計画策定などを踏まえ、更なるスポーツ振興を目指し改定しています。

##### <基本理念>

～スポーツの力でさっぽろの「未来」をつくる～ スポーツ元気都市さっぽろ

##### <3つの目標>

- スポーツの力で「市民」がかがやく
- スポーツの力で「さっぽろ」をかえる
- スポーツの力で「世界」へつながる

##### <方針・施策等>

- 基本理念、目標の実現に向けた7つの方針と15の施策の中で、“スポーツに親しむための場所・機会の充実”や“障がい者スポーツの振興”、“世界が憧れるウィンタースポーツの拠点都市へ発展”などを示すとともに、将来を見据えたスポーツ施設のあり方や配置、民間施設や他の公共施設の活用などを明らかにするための「スポーツ施設の配置・活用計画」の策定を掲げている。

※10【オープンスペース】…都市または敷地内で、建造物の建っていない開かれた場所。

※11【ストック】…既存の施設等。

## (2) 人口減少、市有建築物更新時期の到来への対応

### ①【国】インフラ<sup>※3</sup>長寿命化基本計画：平成25年（2013年）11月策定

高度成長期以降に集中的に整備された国内のインフラが一斉に老朽化することに的確に対応するとともに、地震等の大規模災害への備えなどが必要であることから、国民の安全・安心確保や、中長期的な維持管理・更新等に係る総費用の縮減、予算の平準化を図るための方向性を示すものとして策定されました。

この方向性を踏まえ、自治体等の各インフラ管理者は、「公共施設等総合管理計画（行動計画）」と「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を策定し、取組を推進することとしています。

### ②札幌市市有建築物の配置基本方針：平成26年（2014年）12月策定

人口構造の変動に伴って変化する市民ニーズや多様化する地域ニーズ、本格化する更新需要への対応など、今後の公共施設に係る課題を踏まえ、札幌市全体における公共施設の効果的・効率的な配置や総量のあり方について、基本的な方向性などを示す方針として策定しました。

<公共施設の再構築に向けた基本的方向性>

- 方向性1：集約連携型の施設配置
  - ・生活利便施設は歩いて移動できる範囲に、中核的・高次の機能は地域交流拠点<sup>※12</sup>に集約することで、全ての市民が利便性を享受できる施設配置を実現
- 方向性2：施設の多機能化
  - ・1つの施設を多機能化することで、必要な機能を効率的に維持するとともに効果的に活用
- 方向性3：将来の環境変化に対応した柔軟な整備・運営
  - ・画一的な配置基準の見直し：人口構造や民間施設等、地域の実情に応じて配置基準を変更
  - ・施設総量の見直し：人口構造や市民ニーズに合わせて施設総量を柔軟に見直す
- 方向性4：多様な主体による施設サービスの提供
  - ・民間による施設サービスの提供：行政が建物を保有せず民間による施設サービスを促進など

### ③札幌市市有建築物及びインフラ<sup>※3</sup>施設等の管理に関する基本的な方針：令和元年（2019年）12月改定

上記の「札幌市市有建築物の配置基本方針：平成26年（2014年）12月策定」や、建築物以外のインフラ施設及び公営企業に関する施設等に係る各計画を踏まえ、市有公共施設等全体の配置や更新、老朽化対策の具体的な考え方を整理し、総合的かつ計画的な管理を推進することを目的に策定しました（国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく「公共施設等総合管理計画（行動計画）」に該当）。

<今後の取組方針>

- (1) 市有施設のさらなる長寿命化による事業費の削減
- (2) 公共施設の複合化により、施設総量の抑制と機能維持を両立
- (3) 将来の人口に見合った公共施設の総量規模適正化
- (4) 新設から維持更新へ

※3 【インフラ】…鉄道、道路、上下水道、公園、学校や区役所等の建築物など、都市を構成する基盤となる構造物。

※12 【地域交流拠点】…交通結節点である主要な地下鉄・JR駅周辺で、インフラの整備状況や機能集積の現状・動向等から地域の生活を支える主要な拠点としての役割を担う地域又は、区役所を中心に生活利便機能が集積するなどして区の拠点としての役割を担う地域。札幌市立地適正化計画（平成28年（2016年）3月策定）における、医療・福祉・商業等の都市機能を誘導し集約を図る都市機能誘導区域。

### <50年後の市有施設延床面積試算値>

#### ●市民利用施設

・平成31年度（2019年度）当初の延床面積 112 万㎡ ⇒ 令和50年度（2068年度）107 万㎡（▲4%）

#### ●市民利用施設のうち、地域に身近な施設 ※地域に身近な施設は小学校と複合化し機能を拡充

・平成31年度（2019年度）当初の延床面積 13 万㎡ ⇒ 令和50年度（2068年度）16 万㎡（+26%）

### （3）スタジアム・アリーナ<sup>※13</sup>改革とスポーツの成長産業化

#### ○【国】スタジアム・アリーナ改革指針：平成28年（2016年）11月16日

国は、日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）において、「スポーツの成長産業化」を官民戦略プロジェクト10に位置付け、スポーツ市場規模を2015年の5.5兆円から、2025年までに15兆円に拡大するとの目標を掲げました。

スタジアム・アリーナは、こうしたスポーツ産業の持つ成長性を取り込みつつ、地域経済の持続的成長を実現していく施設として、その潜在力を最大限発揮することが期待されるとし、施設整備に関して検討すべき項目を整理した「スタジアム・アリーナ改革指針：平成28年（2016年）11月16日」がとりまとめられています。

#### <スタジアム・アリーナ改革の全体像（スタジアム・アリーナ改革指針より抜粋）>

#### ●スタジアム・アリーナ改革によって地域にもたらされるもの

スタジアム・アリーナは、プロスポーツなど集客力を有する「観るスポーツ」の価値や潜在力を最大化させるための舞台であり、定期的に数千人から数万人を集めるイベントを開催できる集客施設である。スタジアム・アリーナが最大限に活用されることにより、地域の活性化、持続的成長をもたらし、スタジアム・アリーナを核とした官民による新しい公益の発現を図る。

#### ●コストセンター<sup>※14</sup>からプロフィットセンター<sup>※15</sup>へ

競技場・体育館の維持管理費や更新費用を将来世代に積み残すことを止め、サステナブル<sup>※16</sup>なスタジアム・アリーナへと変革する、すなわちコストセンターからプロフィットセンターへの転換を図ることが重要である。なお、この場合のプロフィットセンターとは、スタジアム・アリーナを最大限活用することを通じたにぎわいの創出や、持続可能なまちづくり等の実現とそれに伴う税収の増加等も含めて、投資以上の効果を地域にもたらすという意味を含んでいる。

#### ●民間活力を活用した事業方式、資金調達方式の導入

民間活力の活用による多様な事業方式（PFI<sup>※17</sup>、コンセッション<sup>※18</sup>、公設民営等）・資金調達方式を活用・充実させることで、公的資金の抑制だけでなく施設の充実やサービスの向上を図ることができる。また、収益をスポーツへ再投資することを促し、地域経済とスポーツ関係者が連携しつつ自律的に成長を遂げるための資金循環のシステムを実現することが必要である。

※13 【スタジアム・アリーナ】…国の「スタジアム・アリーナ改革指針：平成28年（2016年）11月16日」が対象とするスタジアム・アリーナは、数千人から数万人の観客を収容し、スポーツを観ることを主な目的とした施設としている。

※14 【コストセンター】…企業等において、コストは集計されるものの利益は集計されない部門のこと。

※15 【プロフィットセンター】…企業等において、営業部門、営業企画部門、製造部門など、稼ぎのある部門のこと。

※16 【サステナブル】…持続可能であるさま。特に、地球環境を保全しつつ持続が可能な産業や開発などについていう。

※17 【PFI】…民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。あくまで地方公共団体が発注者となり、公共事業として実施。

※18 【コンセッション】…利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式のこと。

## 2. 本方針の組立

### 2-1. 対象期間等

札幌市のスポーツ施設は、体育館を中心に1970年頃から1980年代にかけて整備したものが多く、鉄筋コンクリート造建築物の更新時期の一般的な目安である築60年を基本に考えると、建替え需要のピークは2040年代に訪れます。

こうしたことから、本方針は、建替え需要のピークとなる30年先を見据えた長期的方針とします。

また、各施設において、老朽化が進行している施設の対応など緊急性の高い事項は、長期的な方向性を見据えたうえで、概ね10年間の取組事項として整理します。

### 2-2. 本方針の構成

本方針は、主として次の事項で構成します。

#### 第1章 基本理念と目標

##### 1. 基本理念

スポーツ施設の配置活用を進めるにあたり、関係主体が共有すべき将来像

##### 2. 目標

基本理念の実現に向けて、具体化すべき取組の方向性

#### 第2章 基本的な取組

目標実現に向けた、基本的な取組事項

#### 第3章 各施設における取組

「第2章 基本的な取組」に基づく、施設種別毎における配置活用方針及び、概ね10年間の取組事項等

#### 第4章 本方針の推進

本方針の推進にあたって必要な対応

## 2-3. 対象施設等

### (1) 対象施設

国内にあるスポーツ施設は、根拠法令や設置者の違いに応じて19種類に分類されます。施設数としては大多数が学校施設であり、次いで社会体育施設、都市公園、民間企業が所有する会社設置施設が続きます。本方針の対象施設は、これらスポーツ施設のうち、社会体育施設に分類される札幌市スポーツ局が所管する施設（以下「市所管スポーツ施設」という。）とします。

また、本方針は、市所管スポーツ施設と類似の機能を持つ施設（学校施設、公園施設、コミュニティ施設<sup>※19</sup>、民間施設、大学施設、周辺自治体のスポーツ施設）なども念頭に定めることとします。

#### <市所管スポーツ施設>

種別	既存施設数	具体施設名
① 体育館	10	中央体育館（北ガスアリーナ札幌46）、北区体育館、東区体育館、白石区体育館、厚別区体育館、豊平区体育館、南区体育館、手稲区体育館 【温水プール合築】清田区体育館、西区体育館
② 屋内競技場	3	中島体育センター、宮の沢屋内競技場 【夏季のみ】美香保体育館
③ 温水プール	8(9面)	東温水プール、白石温水プール、厚別温水プール、豊平公園温水プール、手稲曙温水プール 【区体育館合築】清田温水プール、西温水プール 【1施設2面】平岸プール
④ 野球場	硬式2 軟式2(4面)	【硬式】円山球場、麻生球場 【軟式】美香保公園野球場(3面)、豊平区体育館付属野球場
⑤ テニスコート	6(48面)	【硬式】中島公園庭球場(6面) 【軟式】円山庭球場(12面) 【硬式・軟式併用】月寒屋外競技場庭球場(4面)、麻生庭球場(2面)、スポーツ交流施設庭球場(4面)、平岸庭球場(20面)
⑥ 陸上競技場	2(3面)	円山競技場、厚別公園競技場(2面)
⑦ サッカー場 ・ラグビー場	5(9面)+1	【サッカー】東雁来公園サッカー場(2面)、白旗山競技場(2面)、厚別公園競技場(2面)、円山競技場(1面)、札幌ドーム屋外サッカー場(2面) 【ラグビー】月寒屋外競技場ラグビー場
⑧ スケート場 ・カーリング場	4+1	月寒体育館、星置スケート場 【冬季のみ】美香保体育館、円山スケート場(円山競技場) 【カーリング】カーリング場(どうぎんカーリングスタジアム)
⑨ ジャンプ競技場	4(5面)	大倉山ジャンプ競技場、宮の森ジャンプ競技場、手稲山シャンツェ 【1施設2面】荒井山シャンツェ、
⑩ 藤野野外スポーツ交流施設	1	藤野野外スポーツ交流施設(Fu's)
⑪ クロスカントリー スキーコース	1	白旗山競技場
⑫ スポーツ交流施設	1	スポーツ交流施設(つどむ)
⑬ 札幌ドーム	1	札幌ドーム

※19 【コミュニティ施設】…区民センター、地区センターなどの地域施設。

<参考：我が国のスポーツ施設分類と総数>

・スポーツ庁：スポーツ施設に関する調査研究事業（平成27年度）より引用

	所管	法令	施設	総数
公共	文部科学省	学校教育法	(1)学校体育・スポーツ施設（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校各種学校、大学（短期大学を含む）、高等専門学校）	144,651
		スポーツ基本法	<b>(2)社会体育施設</b>	<b>47,571</b>
		社会教育法 地方自治法	(3)公立社会教育施設等（公民館、青少年教育施設、女性教育施設等）に付帯するスポーツ施設	5,757
	厚生労働省	身体障害者福祉法	(4)障害者スポーツ施設（身体障害者福祉センター、旧勤労身体障害者体育施設、旧勤労身体障害者教養文化体育施設（旧サン・アビリティーズ）等）	114
		厚生年金保険法 （改正前）	(5)旧ウェルサンピア（厚生年金休暇センター、健康福祉センター、スポーツセンター）	28
		雇用保険法 （改正前）	(6)旧勤労者福祉施設に該当する体育施設	1,191
	国土交通省	都市公園法	(7)都市公園	12,507
		道路法、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律	(8)道の駅	137
	農林水産省	国有林野の管理経営に関する法律	(9)レクリエーションの森（自然休養林、森林スポーツ林、野外スポーツ地域）	343
		-	(10)農業者トレーニングセンター	63
		-	(11)農業公園	662
	環境省	自然公園法	(12)国立公園、国定公園	89
	民間	-	(13)職場スポーツ施設	6,827
-		(14)独立行政法人設置施設	56	
-		(15)一般社団法人・一般財団法人（特例民法法人を含む）設置施設	588	
-		(16)会社設置施設	10,995	
-		(17)その他法人設置施設	599	
-		(18)任意団体設置施設	383	
-		(19)個人設置施設	2,911	

## (2) 本方針における用語の定義

### ①施設種別

- 市所管スポーツ施設：札幌市スポーツ局が所管するスポーツ施設
- 類似施設：市所管スポーツ施設に類する機能を持つ、学校施設（体育館、格技室、グラウンド）、公園施設（サッカー場、軟式野球場、陸上競技場、庭球場等）、コミュニティ施設（区民センター、地区センターなどの地域施設）、大学施設、民間施設 など

### ②市所管スポーツ施設の利用内容

- 専用利用：予約が必要となる、競技大会開催やサークル活動等の競技性の高い利用及び、サッカー場や野球場など団体競技専用の施設利用など
- 一般開放：予約をしなくても利用することができる個人利用や、各スポーツ施設が開催する教室参加など